

(様式1)

広報室管理No.	41
----------	----

令和6年3月19日

企画推進部秘書課広報室
広 報 室 長

鳥取市立中央図書館 館長 長本 次郎
(担当: 角野 綾香)

別紙 SNS利用方針のとおり、SNSアカウントを開設しましたので届出します。

SNS利用方針

広報室管理No.	41
SNSの種類	Youtube
アカウント	鳥取市立中央図書館
URL	https://www.youtube.com/channel/UC8BfXlTpa103FOoh-03QtA
運用目的	図書館サービスの認知度の向上、利用増加
発信情報	・図書館の利用案内 ・図書館サービスの説明 ・施設案内 ・図書館 HP におけるマイページの活用方法
所管部署	中央図書館
運用期間	2025 年 2 月 28 日～
発信時間	火曜日以外の平日と祝日の9時～19時、土日の9時～17時に発信します。 ただし、それ以外の時間に発信する場合があります。
投稿者への回答	無し
備考	

(その他)

1 注意事項

以下に該当すると判断した場合は、発言者に断りなく、投稿の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 鳥取市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 著作権、商標権、肖像権などの本市または第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (5) 法律、法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (8) 有害なプログラム
- (9) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (10) 悪意あるサイトへ勧誘する内容
- (11) 政治活動、宗教活動を目的とした内容
- (12) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のない内容
- (13) 人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる内容
- (14) SNSの利用規約に反する内容
- (15) その他、当アカウントの運営上、鳥取市が不適切と判断した内容

2 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載している個々の情報(文章、写真、イラストなど)に関する知的財産権(商標権、著作権等の全ての権利)は、鳥取市又は原作者に帰属します。また内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3 個人情報の保護

- (1) このアカウントでの個人情報については、鳥取市個人情報保護条例に基づいて取り扱います。
(<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1191482859223/index.html>)
- (2) 各SNSのサービスのプライバシーポリシー等については、各事業者の Web サイトで確認してください。

4 免責事項

- (1) 鳥取市は、当アカウントの掲載情報の正確性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 鳥取市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

5 利用方針の変更等

鳥取市は、予告なく利用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。